

2006

公民最新資料・データ

第15号 (2006年10月31日現在)

INDEX

資料編

2006年5月～2006年10月のできごと……………2

解説

① 安倍内閣が発足……………2

② 北朝鮮が核実験を強行……………3

③ モンテネグロの独立とセルビアの今後……………4

④ EU, 27か国体制に……………4

⑤ 身近になる？司法制度……………5

⑥ 国家賠償請求訴訟とは？……………6

⑦ 実感がともなわない景気の回復……………7

⑧ 生体腎移植をめぐる臓器売買事件……………8

⑨ 生殖補助医療と法整備……………8

⑩ 人口減少と晩婚化・未婚化……………9

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等……………10

① 各国のODAの推移

② フリーターの推移

情報源

資料編に関連するホームページのURL……………10



第一学習社

2006年5月～2006年10月のできごと

(注)○内の数字は月を示す。下線部①～⑩は解説の掲載を示す。敬称略。

政 治	経 済	社会・文化	国際情勢
⑤ 1日, 日本・アメリカ両政府が海兵隊のグアム移転を含む在日米軍再編に合意。 ⑥ 19日, 政府は陸上自衛隊のイラク撤退を決定。⑦ 7日, 撤退開始。 ⑦ 20日, 昭和天皇が靖国神社のA級戦犯合祀に不快感を示したとされる元宮内庁長官のメモが明らかになる。 ⑦ 21日, ⑥ドミニカ移民問題で, 小泉首相が「おわび」の談話を発表。 ⑧ 15日, 小泉首相が靖国参拝。 ⑨ 20日, ①自民党総裁選で安倍晋三官房長官が選出される。26日, 臨時国会で首相に選ばれ, 新内閣が発足。 ⑩ 2日, ⑤日本司法支援センター(法テラス)が全国で業務開始。 ⑩ 4日, 2004年参議院選挙での「一票の格差」をめぐる, 最高裁が合憲と判断。 ⑩ 8日, 日中首脳会談。翌日, 日韓首脳会談。	⑥ 1日, ⑩厚生労働省は2005年の合計特殊出生率を1.25と発表, 過去最低を更新。 ⑥ 5日, ニッポン放送株の売買でインサイダー取引をした容疑で, 村上ファンド代表が逮捕される。 ⑦ 14日, ガス湯沸かし器の不正改造で長年にわたり死亡事故が起きていたことが発覚。 ⑦ 27日, BSE問題を受けて停止していた米国産牛肉の輸入再開が決定。 ⑧ 9日, ガソリンの小売価格が湾岸戦争時の価格を超え, 1リットルあたり過去最高の143.7円となる。 ⑧ 29日, 北越製紙に対する株式公開買い付けを実施していた王子製紙が経営統合を断念。 ⑩ 1日, 阪急ホールディングスと阪神電気鉄道が経営統合。 ⑩ 7日, ⑦政府は, 2002年2月からの景気拡大が「いざなぎ景気」に並んだと発表。	⑤ 17日, 耐震強度偽装事件で建設会社社長らが逮捕される。 ⑥ 16日, ⑥B型肝炎ウイルスをめぐる国家賠償請求訴訟で, 最高裁は国の責任を認定。その後, 大阪・福岡両地裁でC型肝炎訴訟判決が出る。 ⑧ 4日, 国の原爆症不認定の取り消しを求めた裁判で, 広島地裁は不認定の取り消しを認める。 ⑧ 15日, オウム真理教元代表の死刑が最高裁で確定。 ⑧ 30日, 2016年オリンピック国内候補地が東京に決定。 ⑨ 6日, 秋篠宮家に男子が誕生。皇位継承順位は第3位。 ⑨ 29日, ⑨東京高裁は, 代理出産により生まれた子ども ^の の出生届を受理するよう, 東京・品川区長に命令。 ⑩ 1日, ⑧臓器売買をおこなったとして愛媛県の男女を逮捕。	⑤ 20日, イラクで正式政府が発足。 ⑥ 3日, ③モンテネグロは, 5月に実施された国民投票の結果を受け, 独立を宣言。旧ユーゴスラビアは完全解体。 ⑦ 5日, 北朝鮮が弾道ミサイルを発射。15日, 国連安保理で非難決議を採択。 ⑦ 13日, イスラエルがレバノン ^を を空爆。⑧ 11日, 国連安保理は停戦決議を採択。 ⑦ 15日, ロシア・サンクトペテルブルクでG8サミットが開会。 ⑨ 19日, タイで陸軍によるクーデターが発生。翌日, 憲法が停止, 戒厳令を布告。 ⑨ 26日, ④EU委員会がブルガリアとルーマニアの加盟を容認する報告書を採択。 ⑩ 9日, ②北朝鮮が核実験を強行。15日, 国連安保理は制裁決議を採択。 ⑩ 13日, 国連総会で潘基文氏が次期総長に任命される。

解説 1 安倍内閣が発足

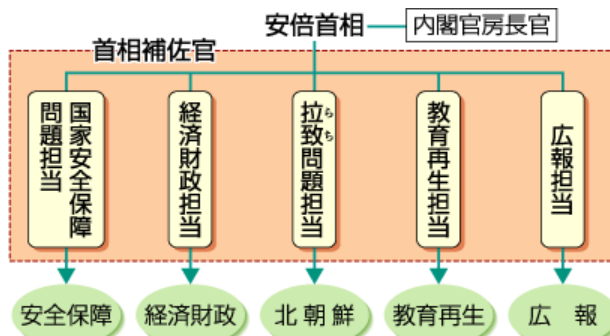
2006年9月26日の第165回臨時国会で, 自民党の安倍晋三総裁が首相に指名され, 5年5か月続いた小泉内閣に代わって安倍内閣が発足した。初の戦後生まれの首相の誕生に, おおむね高い内閣支持率を記録した。

安倍首相は, 内閣が取り組むべき重要課題をいくつかあげている。このうち, 「首相官邸機能の強化」では, 省庁に代わり首相官邸が政治の主導権を握ることをめざし, 法律で定められている定員いっぱいの5人の首相補佐官を起用した。「再チャレンジ支援」では, 起業家の資金調達や就職に対する支援を手厚くする。「教育再生」では, 教育再生会議を設置し, 優れた教育への取り組みを学校間で競争させる教育バウチャー制や, 教員免許の更新制の導入などを検討する。また, 今期の臨時国会中の教育基本法の改正もめざしている。その他, 憲法改正のための具体的手続きを定める国民投票法の成立も視野に入れている。

安倍首相は首相就任前の発言から, タカ派色が強いと思われるが, 内閣発足後は歴史認識に対する持論を封印した。10月5日の予算委員会では, 1995年に過去の戦争で

の侵略を謝罪した「村山談話」と1993年の従軍慰安婦問題に関する「河野談話」を踏襲するとした。A級戦犯についても「国内法的には犯罪者ではない」としつつも, 戦争指導者には重い責任があるとした。ただし, 靖国神社への参拝については明言を避け, あいまいな姿勢をとっている。

また, 日中・日韓首脳会談を続けざまにおこない, 小泉内閣の下で冷え切った中国・韓国との関係改善にひとまず成功している。北朝鮮の核問題が深刻さを増す今, 関係改善の兆しがみえてきたことに評価の声も上がっている。



▲首相補佐官の地位と役割（「朝日新聞」2006年9月29日参照）

北朝鮮が核実験を強行

●日韓首脳会談直前の北朝鮮の核実験

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は10月9日、地下核実験を実施したと発表した。10月3日に北朝鮮が核実験をおこなうことを宣言した際、国連安全保障理事会（安保理）は議長声明で「深刻な懸念」を示したが、北朝鮮はこの声明を無視した。日韓首脳会談がおこなわれる直前であり、このタイミングを見計らったかのような実施であった。

今回の実験は、核爆発の連鎖反応が途中で止まり、小規模な爆発にとどまったため、一部失敗であったとの見方が有力である。しかし、それでも実験データの収集は可能であり、核実験をおこなったこと自体が、日本および世界の平和と安定を揺るがすものであることに変わりはない。

●核実験に対する国連安保理の結束

安保理は10月15日、北朝鮮に対する初めての制裁決議を全会一致で採択した。これは、「平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動」を規定している国連憲章第7章に言及し、実効性の高い内容になっている。

北朝鮮に対する制裁決議はこれまでも検討された経緯がある。7月5日、北朝鮮は日本海に向けてテポドン2号を含む6発のミサイルを発射した。これを受けて、日本やアメリカなどは北朝鮮への制裁決議案を安保理に共同提案した。決議案は、憲章第7章にもとづく制裁措置も盛り込まれていた。しかし、制裁措置はかえって北朝鮮を強硬姿勢に走らせると主張する中国・ロシアの強い反対で、同章に関する文言は削除された。

今回の核実験は、ミサイル発射以上に深刻な事態である。この事態に毅然とした対処をしなければ、東アジア情勢の不安定化を招くだけでなく、イランなどの核開発を許す結果にもなりかねない。そこで、今まで北朝鮮に対して融和的な対応をとってきた中国やロシアも、北朝鮮への圧力を求める国際社会の声を前に安保理の結束を優先させ、第7章にもとづく制裁決議に同調したのである。

平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動

第41条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用をとまなわないういかなる措置を使用すべきかを決定することができ、かつ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。……

第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、または不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和および安全の維持または回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。……

▲国連憲章第7章（抜粋・国連資料）

もっとも、アメリカが提出した制裁決議案に対して中国・ロシアが修正を要求するという一幕もあり、最終的な決議文では強硬姿勢が薄らぎ、42条に関する文言は削除された。また、北朝鮮を出入りするすべての貨物の検査に関しては、各国に協調行動をとることを義務付けることも見送られた。

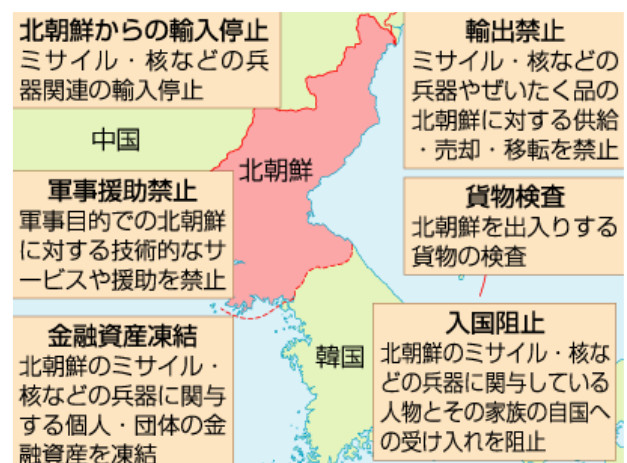
●日本独自の行動は……

安保理決議とは別に、日本独自の制裁措置も実施されることになった。すでに7月のミサイル発射に対して、特定船舶入港禁止法に基づく万景峰号の入港禁止などを実施していたが、政府は、10月11日に安全保障会議を開いて制裁内容を追加し、13日に閣議決定した。追加された独自制裁の内容は、①すべての北朝鮮籍船舶の入港禁止、②北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止、③北朝鮮国籍をもつ者の入国の原則禁止などである。

また、安保理決議を受けて、日本もアメリカ軍がおこなう船舶検査への協力や、海上自衛隊による独自の船舶検査が検討されている。これに対応するため、政府は今回の事態を周辺事態法に基づく周辺事態と認定する方針であるが、一方で同法の適用は無理があるとする声もある。

●今後の進展はどうなる？

今後、世界各国は北朝鮮の核保有と核拡散を阻止するため、さらなる協調が求められている。北朝鮮を核兵器拡散防止条約（NPT）に復帰させ、6か国協議の席に呼び出すことが、その第一歩であろう。また、アメリカが提唱している有志連合による大量破壊兵器拡散防止構想（PSI）を強化することも有効な手段といえる。いかなる方法にせよ、最悪の事態を引き起こさないためにも、予断を許さない状況が続くようである。



▲北朝鮮に対する安保理の制裁措置
（「読売新聞」10月16日参照）

解説 3

モンテネグロの独立とセルビアの今後

●モンテネグロの独立～旧ユーゴ,完全解体！

ユーゴスラビア連邦(旧ユーゴ)は、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、マケドニアの6つの共和国から構成され、建国以来の指導者であるチトーが、民族・共和国間のバランスをとりながら、ユーゴを一つにまとめていた。しかし、チトーの死後、強力な政治指導力を欠いた旧ユーゴでは、民族・宗教・経済の対立が表面化し、冷戦終結後の1991年にスロベニア、クロアチア、マケドニアが独立を宣言し、内戦がはじまった。モンテネグロは1992年にセルビアとともにユーゴスラビア連邦共和国(新ユーゴ)を樹立し、新ユーゴは2003年にセルビア・モンテネグロと国名を変更した。

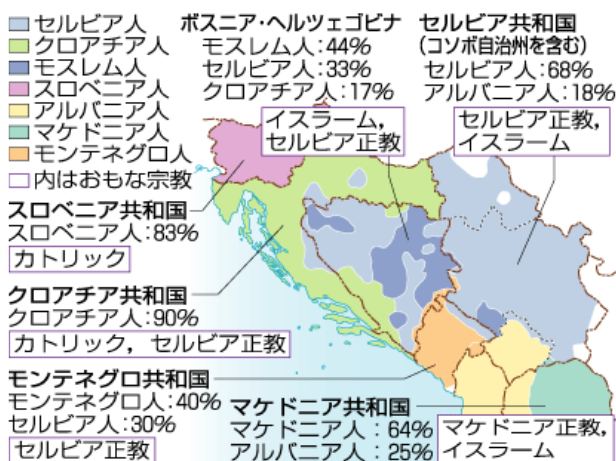
2006年6月、モンテネグロは、セルビア・モンテネグロからの独立を宣言した。この独立は、2003年に定められた、連合国家からの独立を問う住民投票を実施する権利を受けてのもので、セルビア側やモンテネグロ共和国内のセルビア人などの反対にあいながらも、住民投票という平和的手段でおこなわれた。これによって、旧ユーゴは完全に解体した。

セルビア・モンテネグロの国際的地位については、セルビアが継承することになった。そのため、モンテネグロは国際機関への新規加盟をめざし、国連においては、192か国目の加盟国として承認された。

●セルビアの動向

以前から紛争の火種になっていたセルビア国内のコソボ自治州の最終地位をめぐる協議が国連の仲介ですすめられていた。しかし、セルビア議会は、2006年9月末、議会がコソボを「セルビアの不可分な一部」と規定した新憲法を決議し、10月末におこなわれた国民投票で承認された。この国民投票では、賛成票が全有権者の過半数をわずかに上回っただけであり、また、コソボのアルバニア系の人々の約9割が投票を棄権した。それだけに、まだまださまざまな問題をかかえたままである。

独立を認めないセルビア政府と独立を望むコソボ自治州の今後の動向が注目される。



▲ユーゴスラビアの民族分布
(「朝日新聞」2006年7月27日参照)

解説 4

EU, 27 か国体制に

2006年9月26日、欧州委員会はブルガリア、ルーマニアの欧州連合(EU)加盟準備状況についての最終報告書を発表し、2007年1月からの両国のEU加盟を確認した。両国のEU加盟は、年内に正式決定される予定である。すべてのEU加盟国が両国の加盟条約を批准する必要あり、批准手続きをおこなっていない残りの2か国(デンマーク、ドイツ)が年内中に手続きを終える必要がある。これらの手続きを無事完了すれば、2007年1月にEUは27か国に拡大し、人口は約4億9,000万人、国内総生産(GDP)は12兆9,014億ドルとなる。

EUへの加盟は、政治的にも経済的にもメリットがある。それだけに、新規加盟国は、政治的・経済的基準を示され、行政改革などを通じてEUが積み上げてきた法体系

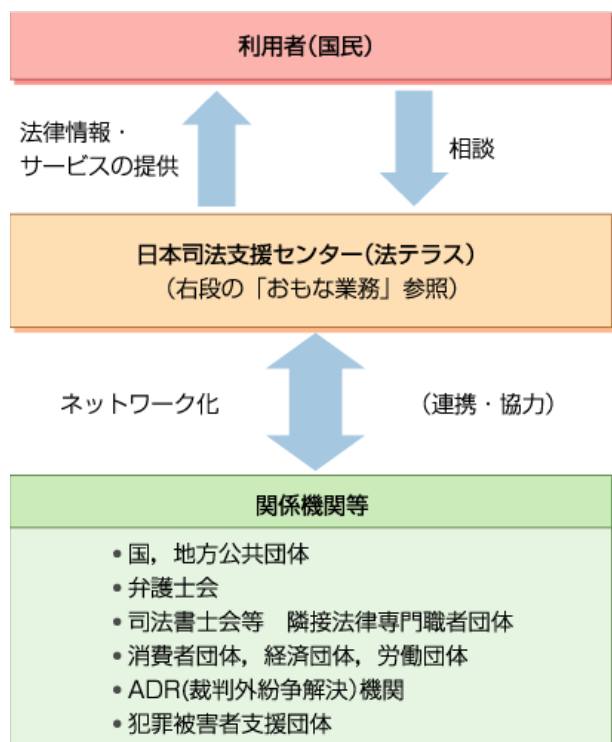
の受け入れを求められる。ブルガリアとルーマニアには、懸案事項として、汚職撲滅や人身売買の撤廃などが指摘されていたため、EU加盟が中・東欧諸国(2004年加盟した10か国)より遅れていた。しかし、両国とも対策を講じており、付随措置(加盟条件的なもの)を示されながらも、加盟が確認された。

今後EU加盟国では、ヨーロッパのさらなる発展と安定をはかるため、EUのより明確な基本法となる欧州憲法条約への批准が急がれている。しかし、フランスやオランダが国民投票で批准を否決しており、今後の動向が注目される。

司法制度改革の中心が、2009年より実施予定の**裁判員制度**である。裁判員制度は、重大な刑事裁判に、無作為に選出された市民が裁判員として参加し、裁判官と事実認定や量刑の決定をおこなう制度である。現在、裁判所の見学会、模擬裁判による裁判員の疑似体験、実際の刑事裁判を傍聴してアンケートに答えるモニターの募集など、裁判員制度を理解してもらうための催しが各地でおこなわれている。また、実際の裁判でも、専門用語をわかりやすい用語に置き換えるなど、裁判員制度の実施に向けての準備が進んでいる裁判所などもある。2006年10月、最高裁判所は、裁判員制度を実施する裁判所を、全国50か所の地方裁判所と10か所の地方裁判所支部の計60か所とする方針を固めた。

この裁判員制度と並んで、司法制度改革の目玉とされているのが、2006年10月2日にスタートした**日本司法支援センター（愛称は法テラス）**である。法テラスは、「法で社会を明るく照らす」「陽当たりのよいテラスのように人々が気持ちのよい場所にしたい」という思いを込めて名づけられたという。

法テラスは、トラブルがあってもどこに相談すればよいかわからない、弁護士などに依頼するお金がないといったときに、役立つ情報を無料で提供してくれる場所である。全国どこにいても、必要なサービスが受けられることをめざして開設された。



▲法テラスのしくみ

おもな業務

情報提供・窓口業務

- ・紛争解決に役立つ法制度の紹介
- ・法律サービスを提供する関係機関(弁護士会、司法書士会、地方自治体など)の情報を集約し、無料で提供

民事法律扶助業務

- ・経済的理由で、弁護士や裁判所の費用を払うことが困難な人のために、無料法律相談、弁護士費用等の立て替え、弁護士や司法書士の紹介などをおこなう

司法過疎対策業務

- ・「司法過疎地」といわれる弁護士や司法書士等がいない地域で、法テラスに勤務する弁護士が適切な料金で法律サービスを提供

犯罪被害者支援業務

- ・犯罪被害者の家族に、被害者援助に詳しい弁護士や支援団体、専門機関などを紹介

国選弁護関連業務

- ・捜査から裁判まで、被疑者・被告人段階を通じ、一貫した国選弁護体制を整備し、迅速・確実に国選弁護人を確保する。また、刑事裁判の迅速化、裁判員制度の実施を支えていく

なお、法テラスは東京に本部があり、各地の地方裁判所に対応する形で、地方事務所が50か所ある。そのほかにも支部や出張所も28か所(うち6か所は司法過疎対策)ある。また、利用者の相談はコールセンターで受け付けられており(平日は午前9時から午後9時、土曜日は午前9時から午後5時)、犯罪被害者や遺族などには専用電話が設けられている。

法テラスによって、司法が身近な存在になることをねらいとしているが、法律相談や国選弁護を引き受ける弁護士を確保できるかなどの不安もある。また、法曹人口は欧米とくらべて少ないが、法科大学院によって、司法試験の合格率も上がっている。法曹人口の急激な増加により、法律家の質が問題となる可能性もある。

労働におけるトラブルを早期に解決する「労働審判制度」、刑事事件の迅速化のために、事件が明白で刑が軽い場合には原則1回で審理を終えて判決を下す「即決裁判制度」など、司法制度の改革は進んでいる。身近になりつつある司法制度であるだけに、今後の改革の進展と成果が目される。(日本司法支援センター資料などを参照)

日本国憲法第17条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

日本国憲法第17条に基づいて、1947年に国家賠償法が制定された。この法律の第1条で、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とある。国や公共団体から損害を与えられた人々は、賠償を求めて訴訟を起こすことができる。しかし、実際は被告が国などの場合、なかなか主張が認められにくいのが現状である。

●ドミニカ移民訴訟

1956年から59年にかけて、ドミニカ共和国へ249家族1,319人が移住した。これは、日本政府が「カリブ海の楽園」での大農場経営として、ドミニカ共和国への移住を企画・推進し、日本海外協会連合会(現在の国際協力機構)が移住者を募集したものである。当時の日本は、第二次世界大戦後まもない時期であり、街には失業者があふれ、食料事情も悪いうえに急激な人口増加があった。そのため、政府は海外移住政策を推進していた。そのうちの1つが、ドミニカ共和国への移住計画であった。しかし、実際に移住してみると、政府が約束した豊かな土地はなく、塩分が多く、石だらけの荒地で、農業には適さない土地であった。そのため、多くの家族が帰国したり南米の国に移住したりなどした。

40年以上も秘匿されていた外交文書が公表されたことによって、当時の日本政府がドミニカ共和国との間に移住の合意をみていなかったことや、入植先の事前調査や情報提供が適切でなかったことが明らかになった。そのため、2000年、ドミニカ移住者177人は国に対して約31億円の損害賠償を求めて提訴した。



▲ドミニカ共和国の位置

ドミニカ共和国
(面積は九州に高知県を併せた程度。人口は886万人。)

公用語：スペイン語

裁判では、国は「募集や選考は、日本海外協会連合会がしており、条件を守る義務はドミニカ政府にある。移住者と日本政府には契約関係はない」と主張していた。しかし、2004年には、小泉首相が国会で不手際を認めていた。

2006年6月の東京地裁では、「ドミニカ移住は国の重要な政策であり、当時の外務省と農林省の担当者は、職務上の法的義務に違反した」として、国の不法行為を認めた。しかし、賠償請求権はすでに消滅しているとして、原告の賠償請求を棄却した。同年7月には、小泉首相が謝罪の談話を発表し、政府は最高数百万円の補償金を支払う方針を示した。東京地裁の判決に対して控訴していた移住者は、移住50周年記念式典を前に「苦渋の選択」としながらも控訴を取り下げ、和解案を受け入れた。

●B型肝炎訴訟

B型肝炎訴訟とは、集団予防接種で注射器を使いまわしたことによって、B型肝炎に感染したとして、患者が国に対して起こした訴訟のことである。

2006年6月、最高裁は、予防接種のほかにB型肝炎に感染する原因の存在がうかがえないとして、予防接種と感染の因果関係を認め、国に賠償(原告5人全員に1人あたり550万円)を命じた。原告が全面勝訴した。

その後、原告団や患者団体は、原告以外の感染被害者の個別補償について、訴訟を起こさなくても賠償するように厚生労働省に求めた。しかし、厚生労働省は、10月に「原告以外は予防接種と感染の因果関係を証明することが難しい」として、補償しない方針を決めた。

そのほかにも、国家賠償請求訴訟として、ウイルスに汚染された血液製剤を投与されたことにより、C型肝炎に感染したとして、国や製薬会社を訴えている薬害C型肝炎訴訟、国が発注したトンネル工事で粉じんを吸ってじん肺になったとして、国に対し賠償を求めているトンネルじん肺訴訟などがある。



実感がともなわない景気の回復

●景気拡大期間では戦後最長

2006年10月、政府は月例経済報告で「景気は回復している」との基調判断を示した。政府の月例報告で、景気が回復に転じたのは2002年2月からで、これで景気拡大が4年9か月続いていることになる。景気の拡大期間では、戦後最長の「いざなぎ景気」（1965年11月～70年7月）と並び、今後、これを超えることも確実視される。

今回の景気回復を牽引したのが、円安の影響でアメリカや中国などへの輸出が好調だった企業の業績である。2006年4～6月期の企業の経常利益は、2002年1～3月期より73.5%増となり、「バブル景気」（1986年12月～91年2月）の増加率を上回った。その一方で、景気拡大期間中の1人あたりの名目賃金は1.9%減と落ちこんだ。また、景気拡大期間中のGDP（国内総生産）の実質成長率は年平均2.5%であり、「いざなぎ景気」の実質成長率年平均14.3%とくらべると勢いが弱い。「いざなぎ景気」では、景気拡大による労働賃金の増加が消費拡大につながり、企業収益を高めるという好循環を生んだ。しかし、今回は企業収益が伸びても、労働賃金が伸びず、家計に反映されていない。そのため、景気回復の実感がともなわないという声があがっており、所得格差（個人の収入面での差）が問題となっている。

●若年層で広がる所得格差

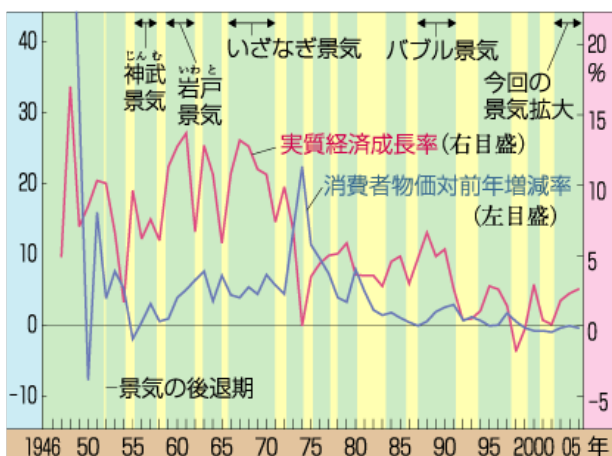
所得格差は、正規雇用者とフリーターや派遣社員などの非正規雇用者の間で大きい。これは、バブル崩壊後の不況で、企業がリストラを推し進め、非正規雇用を増やしたことに原因がある。非正規雇用は全年齢層で増加したが、特に20歳代で割合が高く、若年層での所得格差が問題とされている。1992年と2002年の20歳代の年収を比較（右下

図）すると、150万円未満の低所得者の全体に占める割合が増加し、500万円以上の高所得者も増加した。また、150万円以上、500万円未満は減少しており、低所得者と高所得者の二極化が進み、所得格差が拡大している。低所得の非正規雇用者は、親と同居している場合が多く、親の支援がなくなり、生活費がなくなった場合の格差拡大が懸念される。また、一度、非正規雇用となると、正規雇用されにくい現状から、格差の固定化も危惧される。これらを放置すると、将来、30歳代などの中年層でフリーターが増大するなど、経済全体の格差につながる可能性もある。

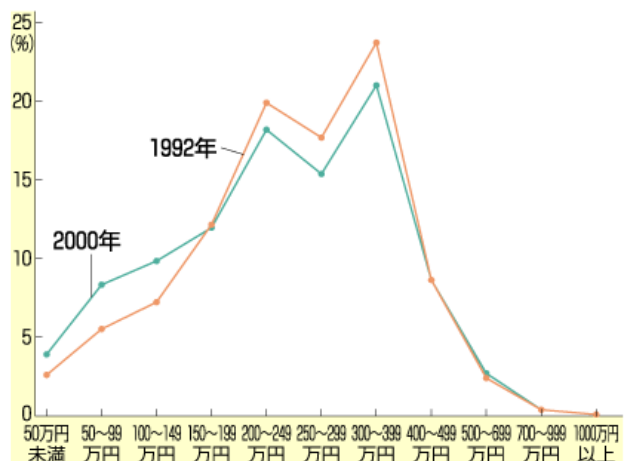
所得格差は、雇用形態以外に世帯間でもみられる。特に、高齢者世帯の間で所得格差は広がっており、公的年金や恩給のみで生活している所得の少ない世帯の増加が原因とされる。また、高齢者世帯や単身世帯などの小規模世帯の増加により、所得の少ない世帯が増え、世帯単位での所得格差も指摘されている。しかし、これらは少子高齢化や単身世帯の増加などの社会構造の変化によるもので、明確な所得格差は認められないとする見方もある。

●景気回復をたしかなものにするために

今回の景気回復は、家計への効果が薄く、消費も伸び悩み、実感に乏しい。これには、実際の景気の勢いに関係なく、景気の拡大期間を単純に比較していること、デフレ下の景気回復であるため実質成長率の数値が高くなること、などの原因があると考えられている。また、所得格差の進展は、進学や就職など、次世代に与える影響が大きく、格差の固定化も懸念される。今後、景気回復を確かなものにするためにも、雇用体制の改善や所得格差の是正が急がれる。



▲日本経済の歩み（総務省資料ほか）



▲20歳代での収入別雇用者の割合
（『労働経済白書』2006年版）

解説 8

生体腎移植をめぐる臓器売買事件

2006年10月、腎臓の移植手術を受けた男性と仲介者の女性が臓器移植法違反容疑で逮捕された。提供者と仲介者との間で報酬に関するトラブルが発生したことから明るみになったもので、国内初の臓器売買摘発事件である。

腎移植には、心停止後や脳死臓器移植による死体腎移植と生体腎移植がある。日本移植学会のガイドラインでは、原則として6親等以内の血族(血縁者)と3親等以内の姻族(非血縁の親族)がドナー(臓器提供者)とされ、親族以外の場合には倫理委員会の承認が求められている。

日本では、約20万人の透析患者に対し、献腎移植登録者数は約1万3千人で、ドナー不足が深刻である。アメリカや中国など、海外で腎移植を受ける患者も増えている。移植以外に生きる道がない場合もあり、国外での移植手術を一方的に非難することはできないが、高額な手術代を払える人だけが手術を受けることができるとの批判もある。

臓器売買の再発防止に向けた対策だけでなく、移植手術を受けやすい環境づくりも進めていかなければならない。しかし、臓器の提供条件を緩和する法改正については、十分な議論が必要である。

日本移植学会「倫理指針」(一部抜粋)

- (1) 親族に限定する。親族とは6親等以内の血族と3親等以内の姻族を指すものとする。
- (2) 親族に該当しない場合においては、当該医療機関の倫理委員会において、症例ごとに個別に承認を受けるものとする。……
- (3) 提供は本人の自発的な意思によって行われるべきものであり、報酬を目的とするものであってはならない。
- (4) 提供意思が他からの強制ではないことを家族以外の第三者が確認をする。「第三者」とは移植医療に関与していない者で、提供者本人の権利保護の立場にある者を指す。

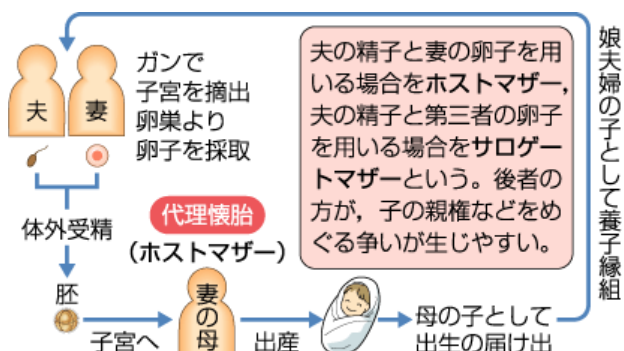
解説 9

生殖補助医療と法整備

東京高裁は、タレント夫妻がアメリカでの代理出産で授かった子どもの出生届を受理するよう東京都品川区に命じた。これに対し、同区は「生殖補助医療の進歩と国民意識がそれを受容するに至るスピードは必ずしも同じではない」として、司法の最終判断を求めて最高裁に抗告した。

その後、「法務省の圧力で品川区が最高裁に抗告したことにより憤りを感じた」として、長野県の医師が代理出産を実施していたことを公表して問題提起した。ガンで子宮を摘出し子どもを産めない娘のために、母の子宮に娘夫婦の受精卵を移植し、母が代理出産したというものである。生まれた子どもは、母の子として出生届が出された後、娘夫婦と養子縁組されている。

2003年に厚生科学審議会生殖補助医療部会がまとめた



▲長野県の医師による代理懐胎(ホストマザー)のケース

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」は、「代理懐胎は禁止する」としている。その理由として、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならないという基本的考え方に反する」「代理懐胎を依頼した夫婦と代理懐胎を行った人との間で生まれた子を巡る深刻な争いが起こり得る」などをあげている。また、日本産科婦人科学会も、(1)生まれてくる子の福祉を最優先すべきである、(2)代理懐胎は身体的危険性・精神的負担を伴う、(3)家族関係を複雑にする、(4)代理懐胎契約は倫理的に社会全体が許容していると認められない、として代理懐胎の実施を認めない指針(会告)を定めている。

しかし、現段階で代理懐胎について定めた法律は存在せず、厚生労働大臣は、世論の変化を受けて禁止方針の見直しを含めた再検討を始めることを明らかにした。

一方、凍結保存した夫の精子を用いて、夫の死後、体外受精で出産した妻が、子の認知を求めて裁判を起こしていたが、最高裁は法律上の親子と認められないとする判断を示した。また、補足意見で「生殖補助医療で生まれる子に配慮した規定整備が望まれる」と指摘した。生殖補助医療にはさまざまな批判もあるが、生まれてくる子の福祉も優先しながら、どのような法整備をすべきか、議論を進めていかなければならない。

解説 10

人口減少と晩婚化・未婚化

●自然増加数、マイナスへ

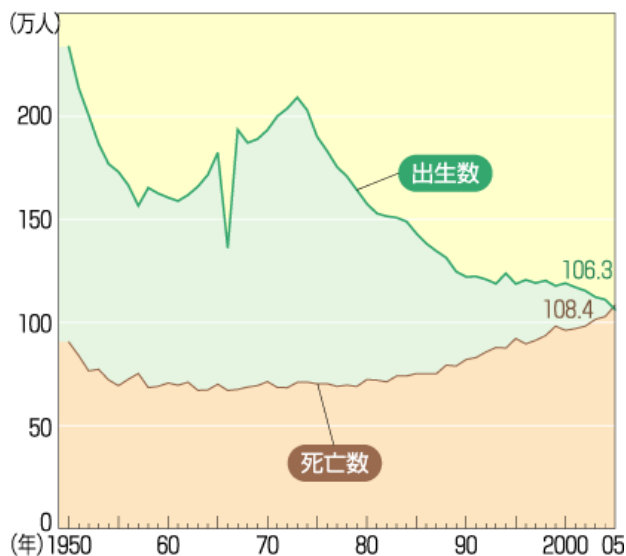
2005年「人口動態統計」によると、2005年の出生数は約106万人、死亡数は約108万人で、出生数と死亡数の差である自然増加数は約2万人のマイナスであり、統計の得られていない1944～46年を除き、統計調査開始以来初のマイナスとなった。また、2005年「国勢調査」の結果で都道府県別人口をみると、秋田県(人口減少率3.7%)、和歌山県(同3.2%)、青森県(同2.6%)など、32道県で人口が減少した。そのうち、前回の2000年調査では人口が増加していたが、今回人口減少に転じたのは9県に上っている。前回と同率だった1県を除き、残りの22道県では、すべて人口減少率が前回より高まっている。

●晩婚化・未婚化の進行

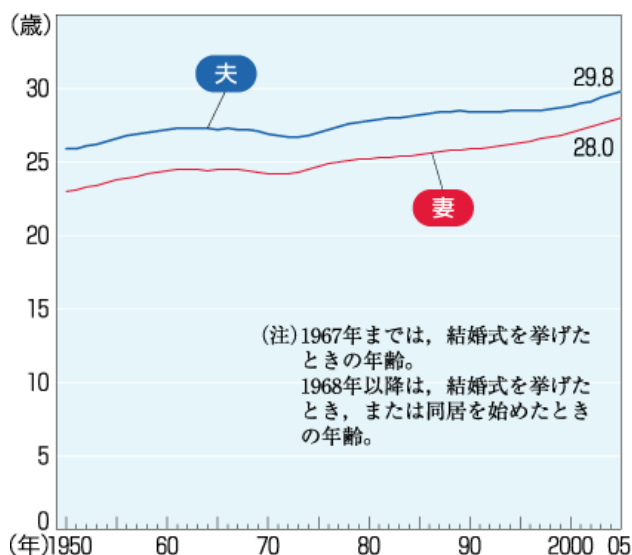
「人口動態統計」によると、平均初婚年齢は夫29.8歳、妻28.0歳となった。このことは、20歳台の女性の出生率低下につながっており、2005年の合計特殊出生率は1.25と過去最低を更新している。

「国勢調査」では、未婚者(一度も結婚していない人)の統計も発表されているが、女性25～29歳の未婚率は、約60%、男性30～34歳の未婚率も約50%と、過去最高となっている。また、生涯未婚率(50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合)は、男性で1割を超えており、「非婚化」も進んでいることがうかがえる。

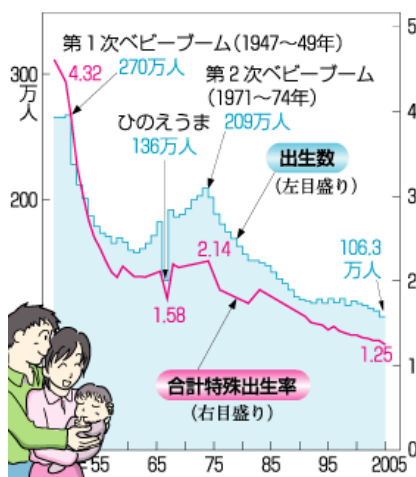
晩婚化・未婚化の進展は少子化に多大な影響を与えていると考えられ、これらの調査結果は、厳しい状況を物語っている。なお、2006年の出生数は、8月まで7か月連続で前年を上回っており、2006年の合計特殊出生率は過去最低の1.25を上回る可能性が高まっている。



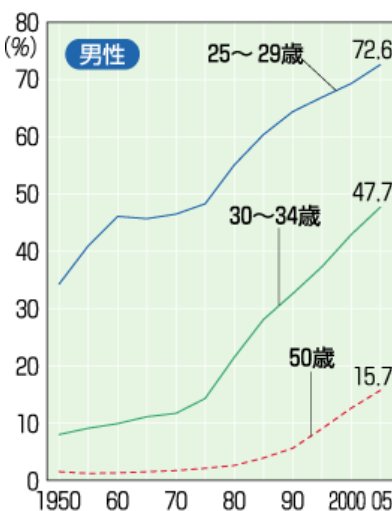
▲出生数と死亡数の推移(厚生労働省「人口動態統計」)



▲平均初婚年齢の推移(厚生労働省「人口動態統計」)



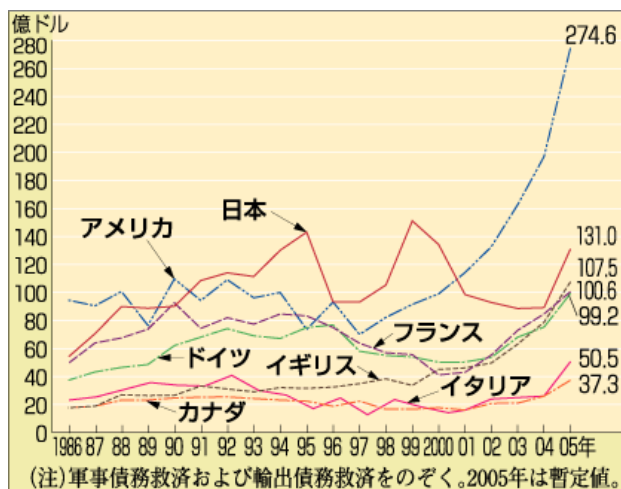
▲出生数・合計特殊出生率の推移(厚生労働省「人口動態統計」)



▲年齢別未婚率の推移(総務省「国勢調査」)

①各国のODAの推移

(外務省資料)



解説 日本の2005年のODA（政府開発援助）実績は、前年47%増の131億ドル（約1兆5千億円）となり、5年ぶりに100億ドルを超えた。このうち約35億ドルはイラクなどに対する円借款の債務削減、約5億ドルはインド洋津波支援によるものであり、これらを差し引くと、日本のODA実績は前年とほぼ変わらない。

関連するページ

●教科書

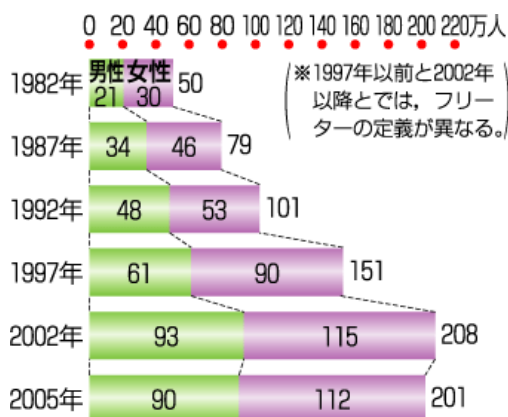
現社 012	p.145
現社 013	p.103
政経 004	p.133
政経 014	p.95

●副教材

New クロ	p.141
最新現社	p.167
最新政経	p.276
最新倫理	p.251

②フリーターの推移

(『労働経済白書』2006年度版)



解説 厚生労働省はフリーターの定義を、15～34歳で、男性は就学を終えた者、女性は就学を終えた未婚者とし、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②無業者のうち、家事も通学もしておらず「パート・アルバイト」の雇用形態を希望するものとしている。この集計結果では、2003年の217万人をピークに2年連続で減少した。これは、景気回復などにより、新規学卒者の採用環境が改善されたためである。しかし、25～34歳では減少幅が小さく、高止まりしている。

関連するページ

●教科書

現社 012	p.122
現社 013	p.67
政経 004	p.164
倫理 007	p.16

●副教材

New クロ	p.79
最新現社	p.133
最新政経	p.237
最新倫理	p.11

(注) 略称は右の通り。

教科書	現社 012 → 現代社会
	現社 013 → 新現代社会
	政経 004 → 政治・経済
	政経 014 → 新政治・経済

副教材	NEW クロ → NEW クローズアップ現代社会
	最新現社 → 最新現代社会資料集
	最新政経 → 最新政治・経済資料集
	最新倫理 → 最新倫理資料集

資料編に関連するホームページのURL

●EU, 27か国体制に

駐日欧州委員会代表部 ◆ <http://jpn.cec.eu.int/>

EUの日本語公式サイト。EUの基礎知識や日本との関係などEUに関する情報を網羅している。

●身近になる？司法制度

日本司法支援センター 法テラス ◆ <http://www.houterasu.or.jp/>

支援センターの概要・利用方法・全国の事務所の連絡先を掲載している。

●人口減少と晩婚化・未婚化

国立社会保障・人口問題研究所 少子化情報ホームページ ◆ <http://www.ipss.go.jp/syoushika/>

少子化の進行状況や少子化の要因などに関する統計や刊行物を閲覧できる。